仕　　様　　書

１　契約件名

福江地方合同庁舎電気需給

２　需給場所

長崎県五島市東浜町２丁目１－１

福江地方合同庁舎

３　使用期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日

４　仕様

（１）電力供給条件

①	供給電気方式	交流３相３線式
②	供給電圧（標準電圧）	６，０００Ｖ
③	計量電圧（標準電圧）	６，０００Ｖ
④	標準周波数	６０Hz
⑤	契約受電設備容量	１３０KVA
⑥	受電方式	常用１回線受電

（２）予定契約電力、予定使用電力量

① 予定契約電力：２６KW

（ただし、その１ヶ月の最大需要電力と過去１１ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）

（月別の最大需要電力は別紙１のとおり。）

② 予定使用電力量：

６７，９００kWh（月別の予定使用電力量は別紙１のとおり）

（３）供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

＊参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/(March%202025)%20RE100%20technical%20criteria%20(Japanese)%201_0.pdf?hsLang=en

（４） 電力計の検針

自動検針装置　　有

（５） 需給地点

福江地方合同庁舎構内柱に設置された気中開閉器の電源測接続点

（６） 計量地点

福江地方合同庁舎が設置した受電用変圧器の１次側

（７） 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

ただし、取引用計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。

（８） 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

（９） 電力量の計量及び料金関係

① 計量は、計量器により記録された値によるものとし、各月の計量日は、原則として各月１日とする。

② 計量期間は前月計量日の０時から当月計量日の２４時までとする。

③ 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までとする。

④ 料金制度は、二部料金制（基本料金部分と電力使用量料金）とする。

⑤ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金については、九州電力管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

（１０）対価の支払方法

①　請求書の分割及び通知

書を長崎海上保安部へ送付すること。請求書には、電気料金計算内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価、料金等）を添付すること。（紙又は電子データ）

支払い方法については、供給者から適法な請求書の受領後、発注者が別途定める分担率により、発注者が各入居官署等別に電気料金の分担額を計算し、それに基づき発注者及び各入居官署等が速やかにその分担額を供給者指定の口座へ支払うものとする。

入居官署（令和８年１０月現在）

長崎海上保安部五島海上保安署、長崎労働基準監督署、九州地方環境事務所、長崎税関五島監視署、海上保安協会五島支部

② 再生可能エネルギー電気の確認資料

供給者は、契約年の上半期及び下半期の末日に、各半期の供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙２又はこれに準じた様式により、発注者に送付することとする。なお、環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合においては、証書の写しを添付することとする。

５その他

（１） 力率

供給者は契約期間において、その１月の平均力率により、力率割及び力率割増を行うことができるものとする。

なお、力率割引及び力率割増を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

（２） 入札価格の算定

① 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金は考慮しないこととする。

② 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ仕様書に提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とする。

（３） 環境配慮契約法基本方針に基づく総合評価落札方式の採用

入札参加希望の事業者は競争参加資格確認書類として、次の書類を入札説明書で定める期日までに提出すること。

イ　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し。

ロ　別紙３に掲げる入札適合条件を満たすことを示す書類（様式１　総合評価落札方式における評価項目の取組状況）

ハ　再生可能エネルギー電源の割当計画書（別紙４　特定電源割当計画書）

ニ　本調達案件に対応する自社の電気供給約款

（４） 火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動等による電気料金の調整及び仕

様書に定めのない供給条件については、供給者の定める供給条件による。

（５） 契約電力が５００KW 以上となる場合、改めて協議により契約電力を決定するものとする。

（６） 本仕様書に記載のない事項については、供給者が定める約款の規定を基に協議して決定するものとする。

別　紙　1

月別最大需要電力・月別予定使用電力量

福江地方合同庁舎電気需給

年　　月	最大需要電力（kW）	夏季（kWh）	その他季（kWh）
令和8年　4月	16		4,300
令和8年　5月	11		4,400
令和8年　6月	13		5,000
令和8年　7月	14	6,700	
令和8年　8月	25	7,300	
令和8年　9月	26	6,300	
令和8年　10月	23		4,800
令和8年　11月	19		4,400
令和8年　12月	12		6,300
令和9年　1月	17		7,000
令和9年　2月	24		6,100
令和9年　3月	23		5,300
小　　計		20,300	47,600
合　　計		67,900	

別紙　2

特定電源割当証明書（　年　半期分）

令和〇年〇月に以下のとおり第七管区海上保安本部に電力を供給したことをここに証する。また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、第七管区海上保安本部に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

【供給期間】

使用期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日

【供給元電源情報】

供給元発電所	
発電方法	
住所	
割当電力量	

【供給電力量に占める再生可能エネルギー電力量の比率】

供給元発電所	〇％（供給電力量〇kW のうち再エネ由来は〇kW）

別紙３

電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価方法

１．落札方式

落札者の決定は、次の要件ア～エの全てに該当する者のうち、２の「総合評価点の計算方法」によって得られた総合評価点が最も高い者とする。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。

ウ　小売電気事業者の事業者全体又は本契約で提供される電力（以下「調達電力」という。）の調整後二酸化炭素排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの）が、事業者全体であれば 0.435 kg-CO2/kWh 以下、調達電力であれば 0.342 kg-CO2/kWh 以下であること。

エ　調達電力に占める再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）電気が 50%以上であること。再エネ電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電を含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を評価対象とする。

２．総合評価点の計算方法

（１） 入札価格点及び得点

ア　入札価格点については、入札価格を 100 万円で除して得た値とする。

イ　得点については、１「落札方式」のウ及びエを満たしているものに標準点（100 点）を与える。更に３「評価基準」に基づき、評価に応じて得点（以下「加算点」という。）を与える。なお、加算点の満点は 50 点とする。

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{得点}}{\text{入札価格点}}$$

・入札価格点＝入札価格÷100 万円

・得点＝標準点の満点（100 点）＋加算点の満点（50 点）

（2） 評価基準

加算点は各評価基準ア～カに応じて点数を与え、その総計とする。

加算点の評価項目			配点※
ア	必須	事業者全体の二酸化炭素排出係数	20 点
イ		調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	10 点
ウ		再生可能エネルギーの導入状況	5 点
エ		未利用エネルギーの活用状況	5 点
オ		調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合	5 点
カ		指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	5 点

各項目の評価方法の詳細は次頁以降のとおり。

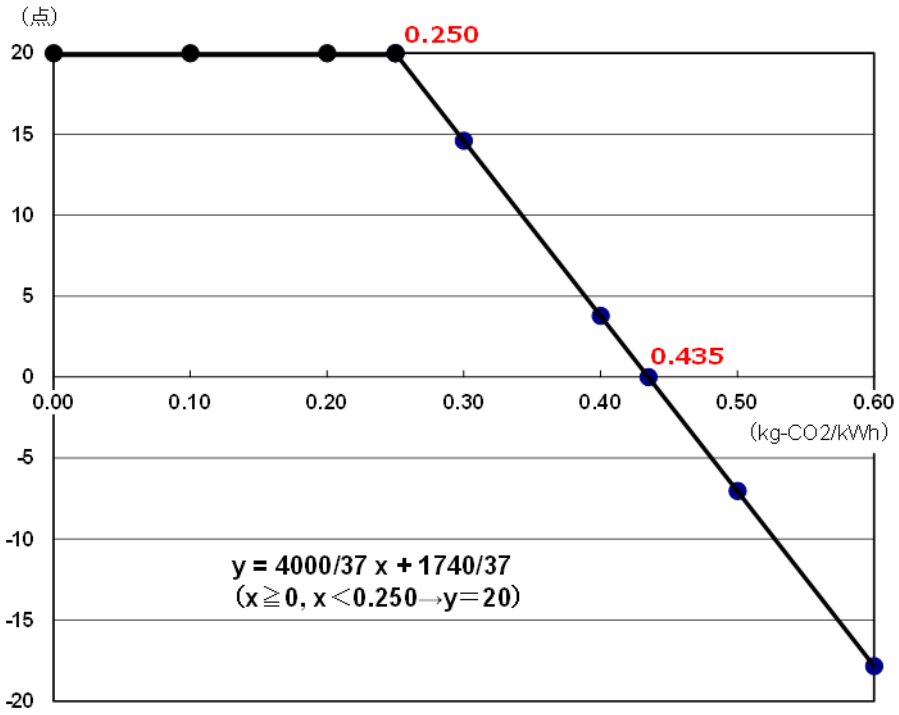
ア　令和 7 年度 1kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数

令和 7 年度の事業者全体の調整後排出係数として、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表した数値を評価する。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。温対法に基づき令和 7 年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和 7 年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。

線形評価とし、0.435 kg-CO2/kWh を下回る場合は 20 点を上限に加点し、上回る場合は減点する。なお、0.250 kg-CO2/kWh 以下は満点を与える。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点ア：　$y = -\frac{4000}{37}x + \frac{1740}{37}$　$(x \geq 0, x < 0.250 \rightarrow y = 20)$



図Ⅱ－2.1－1　事業者全体の二酸化炭素排出係数に係る評価式及び評価図（加算点）

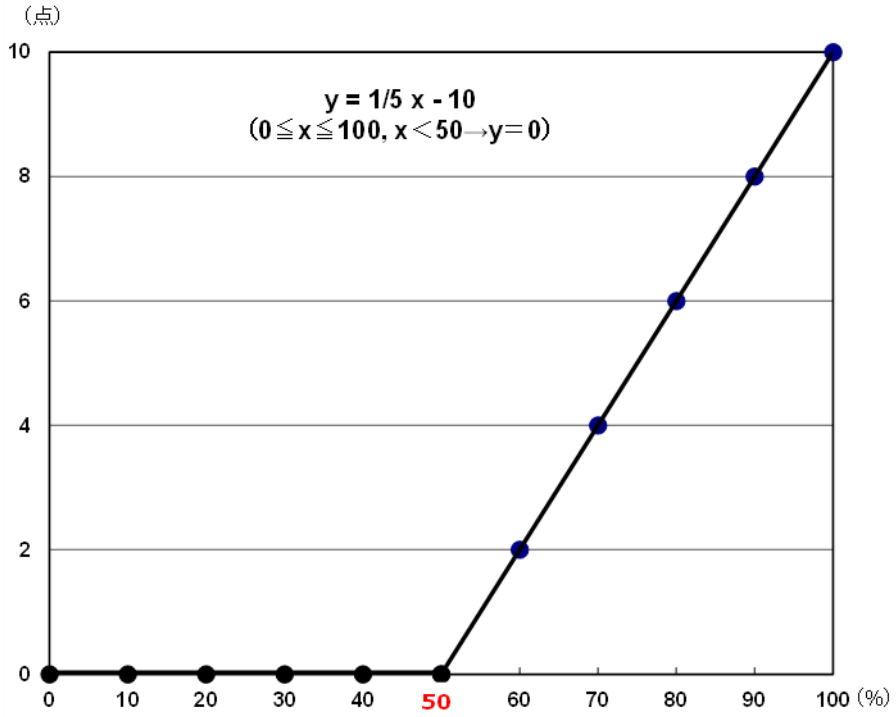
*なお、線形評価に当たっては自動算定用のエクセルを**環境省のホームページに掲載**しているので参考にされたい（以下同じ）。*

イ　調達電力に占める再エネ電気の割合

評価対象の再エネ電気は１「落札方式」で定めるとおり。線形評価とし、50%を上回る場合に加点し、100%で満点を与える。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点イ：　$y = \frac{1}{5}x - 10 \quad (0 \leq x \leq 100, x < 50 \rightarrow y = 0)$



図Ⅱ－2.1－2　調達電力に占める再エネ電気の割合に係る評価式及び評価図（加算点）

ウ　再エネの導入状況

再エネの導入状況とは、次の①から⑤に示した再エネ電気の利用量（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。ただし、①から⑤の再エネ電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

①自社施設で発生した再エネ電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再エネ電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））
②グリーンエネルギーCO_2削減相当量認証制度[1]により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO_2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）[2]の量（kWh）
③J－クレジット制度[3]により認証された再エネ電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
④非化石価値取引市場[4]から調達した固定価格買取制度による再エネ電気に係る非化石証書の量（kWh）
⑤非化石価値取引市場から調達した再エネ電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）

（算定方式）

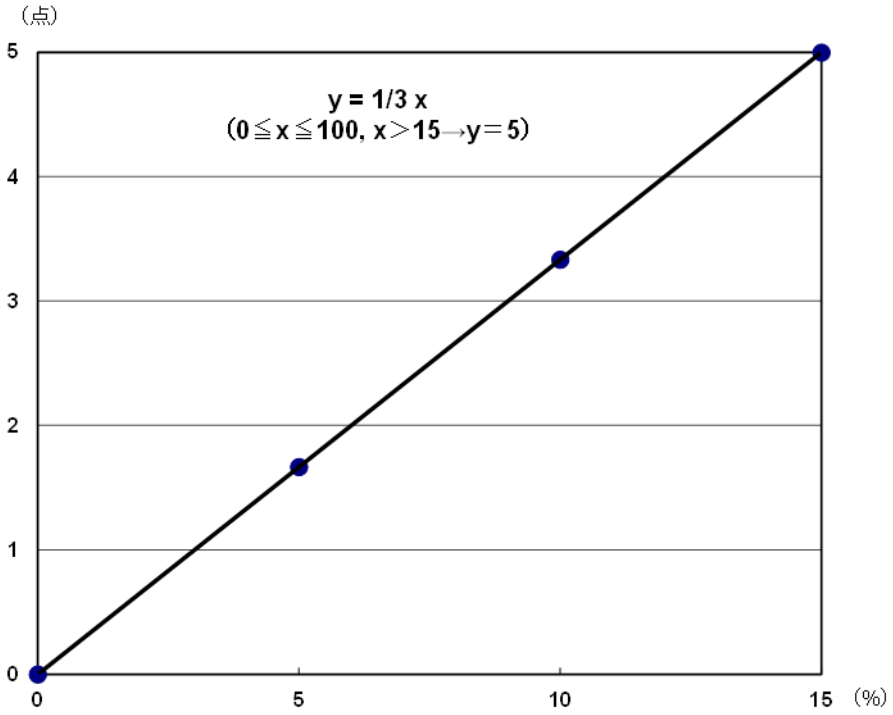
$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（①+②+③+④+⑤）(kWh)}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）(kWh)}} \times 100$$

[1] 民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書の CO_2 排出削減価値を国が認証することにより、温対法に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。
[2] グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO_2削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量（kWh）とする。
[3] 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用による CO_2 等の排出削減量、適切な森林管理による CO_2 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。
[4] 非化石価値取引市場には「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」があり、FIT 非化石証書は「再エネ価値取引市場」で、非 FIT 非化石証書は「高度化法義務達成市場」でそれぞれ取り引きされている。

事業者全体の供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の導入割合を評価する。導入していれば加点することとし、15%を満点として 5 点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点ウ： $\boldsymbol{y = \frac{1}{3}x \quad (0 \leq x \leq 100, x > 15 \rightarrow y = 5)}$



図Ⅱ－2.1－3　再エネの導入状況に係る評価式及び評価図（加算点）

エ　未利用エネルギー[5]の活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方式）

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

事業者全体の供給電力量に占める未利用エネルギーの活用割合を評価する。活用していれば加点することとし、2%を満点として 5 点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

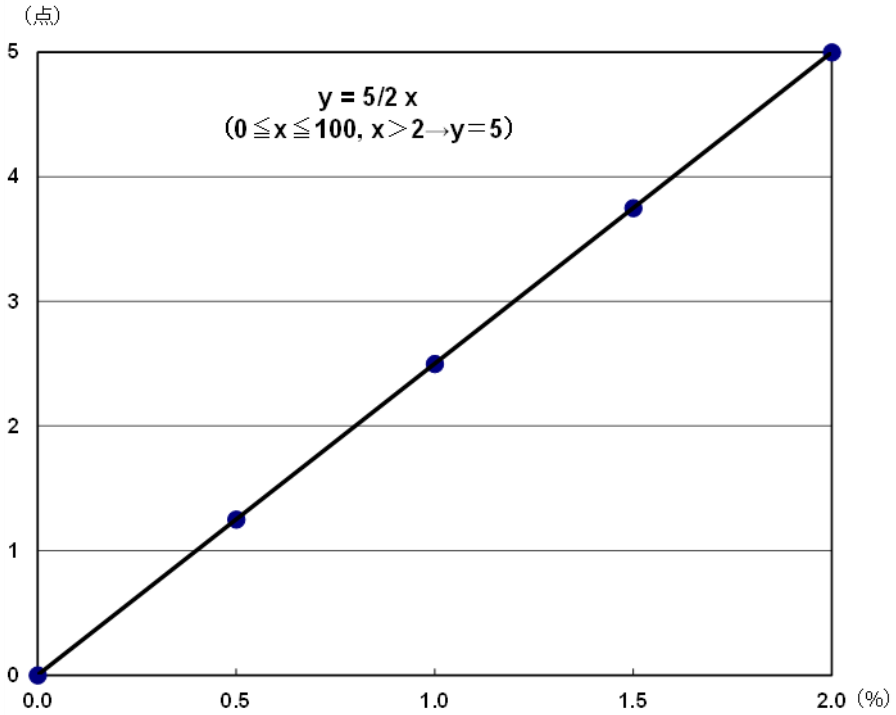
加算点エ：　$\boldsymbol{y = \frac{5}{2}x \quad (0 \leq x \leq 100, x > 2 \rightarrow y = 5)}$

[5] 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス



図Ⅱ－2.1－4　未利用エネルギーの活用状況に係る評価式及び評価図（加算点）

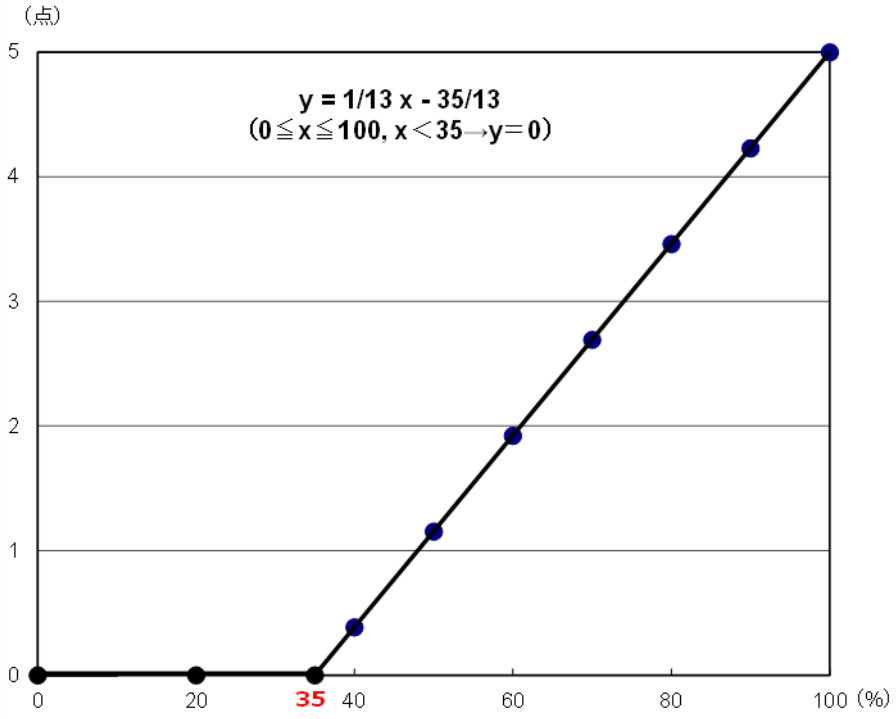
オ　追加性のある再エネ電気の評価

追加性の要件としては、RE100 技術要件を参照して、運転開始日又はリパワリング日が 15 年以内である再生可能エネルギー電気を対象とする。

調達電力に対して追加性のある再生可能エネルギー電気が 35%以上供給される場合は加点することとし、100%を満点として 5 点を上限に線形評価する。

【線形評価式及び評価点のグラフ】

加算点オ：　$y = \frac{1}{13}x - \frac{35}{13}$　$(0 \leq x \leq 100, x < 35 \rightarrow y = 0)$



図Ⅱ－2.1－5　追加性のある再生可能エネルギー電気に係る評価式及び評価図（加算点）

カ　指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組

地域脱炭素化促進事業制度で認定された電気が供給される場合は配点の満点を与える。適合証明書により、入札時に該当する電力及び証書の発電施設情報を提出すること。また契約満了時に証書及びそのトラッキング情報を実績として報告すること。

（3） 提出を必須とする資料

ウ～カの評価項目の取組状況を様式１により提出すること。

様式１

総合評価落札方式における評価項目の取組状況

令和８年　月　日

住所
会社名
代表者氏名

このことについて、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

件名：福江地方合同庁舎電気需給

項目		自社の基準値／計画値／取組
ア	令和７年度 1kWh 当たりの事業者全体の二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	
イ	調達電力に占める再生可能エネルギーの割合（単位：%）	
ウ	令和７年度再生可能エネルギー導入状況（単位：%）	
エ	令和７年度未利用エネルギー活用状況（単位：%）	
オ	調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギーの割合（単位：%）	
カ	地域脱炭素化促進事業制度 （該当する場合には右欄に「有」と記載した上で関係書類を提出すること。）	

以上

様式１－２

適 合 証 明 書

令和　　年　　月　　日

住　　所　　○○県○○市○○
会 社 名　　○○株式会社
代表者氏名　　○○　○○

下記のとおり相違ないことを証明します。

１　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番　号
①ホームページ　　②パンフレット　　③チラシ ④その他（　　）	

２　二酸化炭素排出係数及び供給する電気に占める再生可能エネルギーの割合

	項　　目	自社の 基準値
①	令和６年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（事業者全体・供給する電気）（単位：kg-CO2/kWh） ※事業者全体、供給する電気のどちらの値であるかを併せて記載すること。	
②	供給する電気に占める再生可能エネルギーの割合（本契約の契約電力量に占める再生可能エネルギー電気の予定供給量を右欄に記載すること。）	

注１）　１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る。）を「番号」欄に記載すること。

注２）　１の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示、及び２①の値が事業者全体であれば0.435、供給する電気であれば0.342以下であり、かつ２②の値が50%以上である者を本案件の入札適合者とする。

注３）　１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

様式１－３

供給する再生可能エネルギー電気及び環境価値の発電施設情報

令和　　年　　月　　日

住　　所　　○○県○○市○○
会 社 名　　○○株式会社
代表者氏名　　○○　○○

以下、開示内容の下欄①又は②の由来となる発電施設情報を提出し、当該発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転する全ての再生可能エネルギー発電施設において、関係法令の違反がないことを誓約いたします。

開　示　内　容	番　号
①再生可能エネルギー電気・環境価値両方　　②環境価値のみ	

注１）関係法令とは、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令をいう。

注２）相対取引等、供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できる場合は、①を選択の上、再生可能エネルギー電気及び環境価値の発行元である発電施設情報を別紙３を用いて入札時に提出すること。地域脱炭素化促進事業制度の認定事業から電力を供給する場合には、証明できる資料を入札時に提出すること。

注３）供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できない場合は、②を選択の上、環境価値の発行元である発電施設のトラッキング情報を別紙３を用いて入札時に提出すること。入札時に環境価値の電源情報の特定が不可能な場合には別紙４を用いて発注者が定める期間内に提出すること。

注４）違法でないことを確認する対象としては、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令等であるが、地域との共生を図る再エネを推進する観点では、環境省が策定する「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」等を参照し、手引きを遵守した発電施設から電気を調達することが望ましい。

別紙　4

令 和　　年　　月　　日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

支出負担行為担当官
第七管区海上保安本部長　様

住　　所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 ・ 氏 名

令和9年度に以下の通り「　　」に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、「　　」に移転する計画である。

1　需要施設名等　　需 要 施 設 名
需 要 施 設 住 所
契　約　電　力

2　供給期間　　令和9年４月１日～令和10年３月３１日

3　再生可能エネルギー由来電力量の情報（内訳は別紙のとおり）

区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	累計
再エネ由来電力量（ｋＷｈ）【Ａ】													
供給電力量（ｋＷｈ）【Ｂ】													
再エネ比率（％）【Ａ／Ｂ】													

【別紙　4】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1　再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（ｋＷｈ）
		合計（ｋＷｈ）	

1　証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
		合計（ｋＷｈ）	
		総計（Ｋｗｈ）	

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること